

【出席停止について】

学校や集団生活の場で特に予防しなければならない感染症（学校感染症）は、学校保健安全法及び同法施行規則で定められています。

生徒が「学校感染症」にかかった場合（疑いを含む）は、学校は出席停止の措置をとるので、医師の指示に従って休養してください（欠席にはなりません）。

ただし、第三種の「その他の感染症（例：感染性胃腸炎等）」については、必ず出席停止を行うものではありません。※下表参照

《学校感染症と出席停止期間の基準》

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退したあと2日を経過するまで
	結核 髄膜炎・菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ・溶連菌感染症など）	感染のおそれなくなるまで ※ただし「その他の感染症」は必ず出席停止を行うべきものではない

《出席停止の手続き・提出書類について》

- （1）保護者は、医師等から感染症（疑いを含む）の診断を受けたら、速やかに担任（学校）へ連絡する。
- （2）治癒（感染のおそれなくなった）後、生徒が再登校時に次の必要書類を担任（学校）へ提出する。

インフルエンザ以外の 学校感染症に感染した場合	「学校感染症治癒証明書」・・・医師が記入する医療機関の様式 ※学校の様式が必要な場合はHPから印刷して受診時に持参する
インフルエンザまたは新型コロナ ウイルス感染症に感染した場合	「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に関する報告」 ・・・保護者が記入

※本校ホームページより、該当する様式をダウンロードし印刷する。

【学校感染症治癒証明書】

広島大学附属東雲中学校 年 組 名前

病名

停止期間 月 日 () ~ 月 日 ()

上記の理由で加療していましたが、感染症の予防上、支障がないと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

広島大学附属東雲中学校長 様

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に関する報告書

次のとおり、医師から集団生活が可能との許可が出ましたので、報告します。

1 発症日： 月 日 (発熱等の症状が出た日を記入してください)

2 診断日： 月 日

3 診断型：インフルエンザ A型・B型・不明 , 新型コロナウイルス
(あてはまるものに○)

4 受診先医療機関名： _____

5 再登校についての医師の指示事項等

(_____)

6 上記5の医師の指示に基づき、 月 日から登校させます。

令和 年 月 日

保護者名： _____

(生徒名 年 組 番 _____)